

令和8年8月からの介護保険負担限度額認定について

～ 負担限度額認定の対象になる？ フローチャートにて確認しましょう ～

あなたは対象となる介護保険サービス※を利用しているか、
利用する予定はありますか？

※介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護医療院への入所、
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、又は短期入所サービス（ショートステイ）

はい、利用中です。
（利用予定があります。）

いいえ、利用していません。
（利用予定はありません。）

利用する前に、改めて申請してください

あなたと、配偶者※及び世帯員は、全員が市町村民税非課税者ですか？
※事実上の配偶者（事実婚・内縁関係の方）も含まれます。
※別居している場合も、戸籍上夫婦関係にある場合は含まれます。

はい、全員が非課税者です。

いいえ、課税者がいます。

非該当

あなたは、次のどれにあてはまりますか？

第2号被保険者
（65歳未満の
被保険者）

生活保護
受給者

課税・非課税年金収入
額とその他の合計所得
金額の合計額が
82万6,500円※以下

課税・非課税年金収入
額とその他の合計
所得金額の合計額が
82万6,500円※超
120万円以下

課税・非課税年金収入
額とその他の合計
所得金額の合計
額が120万円超

※ 令和7年度までは80万9,000円です。

預貯金等が、
単身1,000万円
夫婦2,000万円
以下ですか？

負担段階
第1段階

預貯金等が、
単身650万円
夫婦1,650万円
以下ですか？

預貯金等が、
単身550万円
夫婦1,550万円
以下ですか？

預貯金等が、
単身500万円
夫婦1,500万円
以下ですか？

はい

いいえ

非該当

はい

いいえ

非該当

はい

いいえ

非該当

はい

いいえ

非該当

課税・非課税年金収入額とその他の
合計所得金額の合計額に応じて、
負担段階は、第2段階・第3段階①・
第3段階②

負担段階
第2段階

負担段階
第3段階①

負担段階
第3段階②

④このフローチャートは参考です。申請結果については、必ず結果通知にてご確認ください。
負担限度額については、裏面をご覧ください。

令和8年8月からの介護保険負担限度額認定について

食費、居住費(滞在費)の基準費用額〔日額〕

基準費用額：施設における食費・居住費（滞在費）の平均的な費用を勘案して国が定める額
利用者負担は施設と利用者の中で契約により決められますが、基準となる額が定められています。

施設	食費	居住費（滞在費）			
		ユニット型 個室	ユニット型 個室の 多床室	従来型 個室	多床室
介護老人福祉施設 短期入所生活介護	1,545円	2,066円	1,728円	1,231円	915円
介護老人保健施設 介護医療院 短期入所療養介護	1,545円	2,066円	1,728円	1,728円	437円 697円(★)

(★) 介護老人保健施設の「療養型」「その他型」の多床室（8㎡/人以上に限る）と介護医療院の「Ⅱ型」の多床室を利用した場合の基準費用額は、697円になります。

食費、居住費(滞在費)の負担限度額〔日額〕

利用者 負担 段階	対象者 (所得要件と資産要件のどちらにも該当する 必要があります)		食費の 負担限度額	居住費（滞在費）の負担限度額			
	所得要件 (変更内容【★】)	預貯金等の 資産要件		ユニット型 個室	ユニット型 個室の 多床室	従来型個室	多床室
第1 段階	・本人及び世帯全員が市町 村民税非課税で、老齢福 祉年金を受給している方 ・生活保護を受給している 方	単身 1,000万円以下 夫婦 2,000万円以下	300円 【300円】	880円	550円	550円 (380円)	0円
第2 段階	本人及び世帯全員が市町村 村民税非課税で、課税・非課税年 金収入額とその他の合計所得 金額の合計額が <u>82万6,500</u> 円【★】以下の方	単身 650万円以下 夫婦 1,650万円以下	390円 【600円】	880円	550円	550円 (480円)	430円
第3 段階 ①	本人及び世帯全員が市町村 村民税非課税で、課税・非課税年 金収入額とその他の合計所得 金額の合計額が <u>82万6,500</u> 円【★】超 120万円以下の 方	単身 550万円以下 夫婦 1,550万円以下	680円 【1,030円】	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円
第3 段階 ②	本人及び世帯全員が市町村 村民税非課税で、課税・非課税年 金収入額とその他の合計所得 金額の合計額が 120万円超 の方	単身 500万円以下 夫婦 1,500万円以下	1,420円 【1,360円】	1,470円	1,470円	1,470円 (980円)	430円 530円(★)

※ 第2号被保険者（65歳未満の被保険者）は、利用者負担段階に関わらず、預貯金等の資産要件が
単身：1,000万円以下、夫婦：2,000万円以下が対象になります。

() 内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の金額です。

【 】 内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の金額です。

(★) 第3段階②の多床室については、介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院のうち室料負
担のある多床室を利用した場合（短期入所サービスも同様）は530円になります。それ以外の施設
は430円です。